

1 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の改正について

(1) 改正の趣旨

平成 25 年 4 月 1 日から施行された住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(以下「条例」という。)に、新たな住民基本台帳ネットワークを利用した本人確認事務を追加し、更なる行政の効率化を図ろうとするものである。

(2) 改正概要

現在住民票の写しを公用請求している事務で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用により事務の効率化が図られる以下の 2 事務について、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例第 2 条別表第一に追加する。

ア 児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童の安全の確認に関する事務

追加事務の概要	根拠法	担当課	事務件数
児童相談所が警察、学校、病院等から児童虐待に係る通告を受けた場合に行う安全確認の初期調査を行うにあたり、住基ネットを利用し、対象児童及び保護者の住所、氏名等の確認を行う。	児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項、第 8 条 2 項 児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号	健康福祉部 児童家庭課、児童相談所 (6 か所)	1 児童相談所あたり 100 ～ 150 件

イ 特定商取引に関する法律に基づく指示、命令、立入検査又は報告の要求等に関する事務

追加事務の概要	根拠法	担当課	事務 件数
同法の改正（平成 25 年 2 月）により新たに特定商取引とされた「訪問購入」について、事業者に対し指示、業務停止命令を行う場合に、住基ネットにより事業者の氏名又は住所を調査する（条例別表第一第三十二号に追加）。	特定商取引に関する法律第 58 条の 12、第 58 条の 13 第 1 項 特定商取引に関する法律施行令第 19 条	環境生活 部 県 民 生 活 課	数件

（２）施行予定

平成 26 年 4 月 1 日